

大津駅観光案内所における物販に係る協定書（案）

大津市（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）は、大津駅観光案内所（以下「案内所」という。）における物販スペース（以下「物販スペース」という。）の利用について、次のとおり協定を締結する。

（業務の承諾）

第1条 甲は、案内所の物販スペースを乙に貸し付け、乙が同スペースにおいて来訪者の満足度向上や地域の製品・産業の認知度向上、地域産業の活性化を図ることを目的として、地域の特産物の展示や販売を行うこと（以下「物販業務」という。）を承諾する。

（貸付期間）

第2条 物販スペースの貸付期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。

（取扱商品）

第3条 取り扱う商品の選択、仕入等については、乙が自らの責任において任意に決定することができる。ただし、案内所の設置目的を鑑み、地元産品の普及に努めるため、大津市内で活動する事業者などが生産、出荷する地元産品を優先して取り扱うこととする。

2 施設の美観を損ね、又は公序良俗に反するおそれがある商品を取り扱ってはならない。

（価格設定）

第4条 乙は、取り扱う商品の販売価格を任意に設定することができる。ただし、一般的な市場価格及び利用者の利便性を勘案した適正な価格としなければならない。

（衛生管理等）

第5条 乙は、物販業務を行うに当たり、食品衛生法等の関連する法令等を遵守し、安全安心な商品が提供できるように万全の衛生管理と商品管理を行わなければならない。

（賃借料等）

第6条 乙は、物販スペースの賃借料として1㎡当たり26,736円（消費税額及び地方消費税額を含む。）及び物販収入一部納付金として物販による売上金額の3％に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）を甲に支払うものとする。

2 甲は、貸付期間が満了したときは、納入通知書により、速やかに前項の賃借料及び物販収入一部納付金（以下「賃借料等」という。）を乙に請求するものとする。

3 乙は、前項の規定による適法な納入通知書を受理したときは、受理した日から30日以内に、甲に対し賃借料等を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、第三者に対し、この協定の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、この協定に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの協定上の地位を承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(情報提供)

第8条 乙は、取扱商品や商品動向、売れ行きなど、物販業務において知り得た情報を、甲に提供するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

令和7年10月1日

大津市御陵町3-1

甲 大津市
大津市長 佐藤 健司

●●県●●市●●●●●
乙 株式会社 ●●●●●
代表取締役 ●●●●●